



特 10

809

091509-000-5

特 10-809

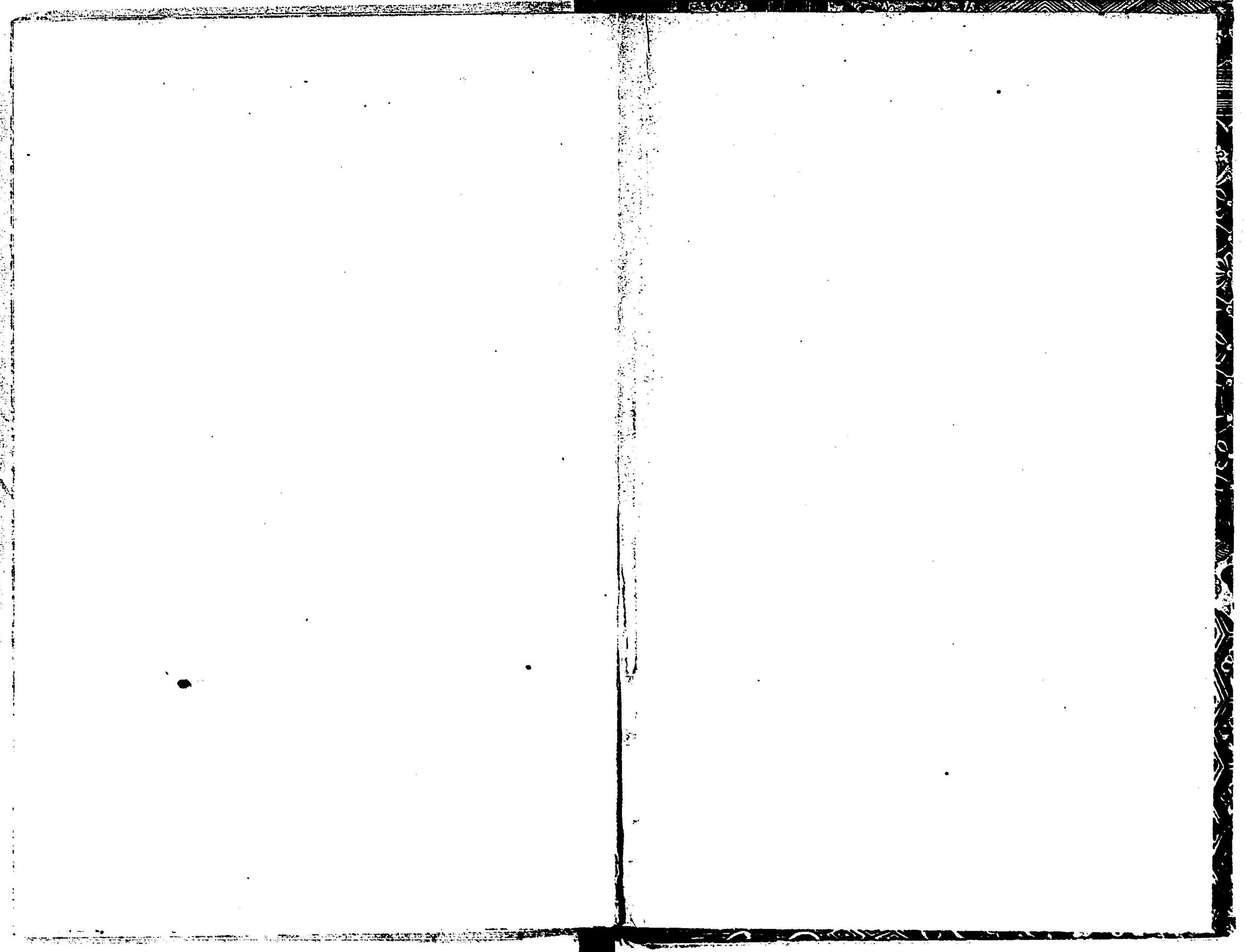
倭魂故鄉迺錦

梅亭 化作/編

M 19

DBN-2479





叙

古より復讐の事を見るに討るゝ者は世よ榮譽討者は零落よ在り
理どうの作り物たり皆この筋によつて繕れり實なる哉今復讐奇
譚倭魂故郷の錦を讀に直久は上等裁判所の判事たり權勢知るべく六
月は月下旬の食客なり貧困思ふべゑ曾我兄弟父の爲に祐經を訴へは却
て己罪せられ義士土野介を訴ふるも又同左茲に於て死を次志自ら白
刃を振ふに至る六郎も又然らんか而して遂に公の法を犯すは己よ取
ては止を得ざるの場合ならんと復讐する人々の薄命を思ひ數息の餘
り我にもあらず禿筆捻り化作氏が助太刀心で此叙書を記すと云爾



復讐 倭魂 故郷廻錦

総目録

第一回 白井山本の兩士大に開鎖を激論す
第二回 白井亘理上京して大久保公等に交際す
第三回 千城隊の壯士謀て中島衡平を殺害す
第四回 干城隊長山本克巳等白井亘理を謀殺す
第五回 白井六郎教場に圍らモ亡父の仇を知る
第六回 白井六郎出京して山岡公に寄寓す
第七回 六郎上の原に乙女の危難を救ふ
第八回 白井六郎仇踪を追ふて甲府よ到る
第九回 舊藩主の邸内に六郎亡父の仇人に遇ふ
第十回 日井六郎讐敵一瀬直久を討て法衙に自首す

総目録

復讐 倭魂 故郷廻錦

第一回

白井山本の兩士大に開鎖を激論す

往昔より君父の仇には併よ天を戴かせとて忠孝の道を守り身に艱難の勞苦を奔騰路に出て山野に臥遂に多くの年月を重ね其功積りて志を果し亡君父の靈魂を慰む者和漢其例舉て數ふるに盡を然れ共王政維新以來世一發せしより絶て其事の無かりしに明治三年よ到り昌平橋外に仇討ありて後同五年更に復讐禁制の公令嚴にして廢されたれば斯る舊習のわりなどと思はざるに豈圖ん川上善行が仇討より續て明治十四年十一月中旬京橋區三十間堀三丁目萬秋月の藩主黒田長徳公の邸内に於て亡父の仇なり迎東京上等裁判所の判事一瀬直久氏を殺害せし者あり开は同藩の舊臣白井亘理が一子同姓六郎にて既に本懐を達すか否忽ちに第二方面二分署へ自訴をと雖も國法を犯せし罪に依て遂に終身の禁錮もありし其頃末を記さんに六郎が慈父白井亘理は筑前國夜須郡秋月の城主黒田長徳公の老臣にて祿三百石を

東京梅亭化作編

賜り家老職を勤めたる曰井儀左衛門が一子にて壯年の頃古館と云同藩の學問所へ入て助教となり夥多の生徒を教育なし出仕して勤め居けるが父儀左衛門は老年ゆへ安政三年懸居して家督を百理に相續させ名を遊翁と改めて最風流を好み博識を愛し津歌を評し或ひは茶道を嗜みて世を離たるの面色にて遊びを旨と樂みける百理は家督を嗣しより古館を退ぞき鐵砲頭に任せられしが固より英才非凡なれば忽ちにして執政職に上られければ疾も時勢の變遷を察し幕臣の学者に通信を詣め洋縁を曉ひ深く西洋の事情を學知しける然るに安政五年の正月亞米利加合衆國の使節「ペルリス」豆州下田に滞在中屢々將軍へ謁し類に縛約を促しければ將軍家定公老中堀田正篤を召て京都へ遣開交の議を奏上す然れども朝議紛然として許されば正篤もまた詮術なく余義あく取りて將軍に朝議の旨題を述ければ諸大に胸々して沸論莽說止時なし然ば將軍家定公諸藩を招集て開港納港の兩説孰が利非なるか意見を諮詢せられんとて既に諸藩へ達しける此時秋月黒田家には先家臣等に下問せんとして一同招集して長徳公仰せらるゝは今般將軍家より攘夷開港孰れを以て是非とするかの諮詢に依其方等の意見もあらば憚りなく申立よとは皆私國の爲あらず畏くも神州の御爲なれ

ば篤と孰孝の上發言すべしと仰せに一同首を下平伏なして扣へ居ける當下直理は進み出御前に對ひ御下問の旨謹んで上申仕つる拙者將軍家の御諮詢を推し奉つる又到底開港論を以て外夷と交親を結び貿易を許す御計策なるべし且下既に攘夷の論盛行はれ開港論に賛成する者少しと雖も後日必ず之に伏し賛成する者出るべきは當然なり熟々歐米の書籍を學知するに其國の事情實に我邦の遠く及ばず其一二を擧て云べ海陸軍は練兵ありて能準備を調へ又は事物の進歩して百般技術に理を究め殊に人智の發達せるは實駭くべき開港論たり然れども某發言するは敢て攘夷を破るに非を原來皇國の畜生誰か不可とせざれども現今外交を許すして鎖港の論を行はば忽ち彼等銃器を以て我神國へ敵せんことは又論を俟されば愛國基礎を討るには暫時攘夷の説を廢し開港論を志立して交親合結通商を許可さるゝべきこそ願奉ると滔々とし言上せしかば太守長徳公を始めとして列座諸士中開港論を思へる人々感じたり其時一個の青年輩末座の中より進み出重役方の御發言なきに少年の身分として最嗚呼がましく候得共曰井氏の發言せらるゝ是神州の御爲ならぞ御身の爲を思ふが故なり宜く開港の論を止せり攘夷の説に復されよと怯ぞ憶せを進み出れば列座の人々誰ならん

と見れば山本龜右衛門が一子にて當時千城隊の隊長たる山本克巳（後に一瀬直久）なれば

白井亘理は威儀を正し席を進みて大に怒り是は克巳此貴殿には拙者が諭を不可とする夫而已成す我身の爲とは何を以てか能云たり我苟しも執政職の列に加はる身を以て何ぞ私慾に事を孰ん然れども足下が云る、からて定めし明論ありてならん疾々述よと詣寄れば山本克已是白井に對し仰せに及ばず某が御身の爲と申せしは勅詔ならぬ開港論を稱へ朝廷の御旨趣を叛反剩る、へ皇威を汚し外夷を引入腹慮を惱し奉つり其上開港貿易は國を賣にも均き事なり斯る始末を巧言するは主君へ對し不忠にして其身の懲を起さん爲なり見ヨ／＼今に攘夷を貫き赤毛人輩を追散し我神州の勢力を顯しくれんと云出づ、長徳公に向ひ畏ながら攘夷鎖港へ御賛成の御賢慮こそ希しくと白井に反して主張すれば亘理は聞より憤滿に絶ず生博識の汝が過言青年輩の身を以て我に對して舌長し自己が頑固の説を主張し開港論を不可とするは井中の蛙大海の廣きを知らぬに等しきあり汝が如き理不盡に説解するは無益なれど後日の爲に一言云ふん夫外交の得策は我神國の基礎を計る良計とも云べきなり汝が如く心焦立鎖港攘夷を好として猥に思慮なく夷狄を侮り兵を起して外夷に敵され返て彼等が銃

器の爲に打破られて變動し永く我國の恥辱となるは是目前に視る如く斯る醜禍を芟除の爲開港默許の論を立て我神國の安穩を計り然して兵を練兵し強力を以て事を爲策略を知らず自己等が淺弱無智に比較して我抗論を譏暴なすは狂態人の舉動なりと云ば克巳は堪へ兼干城隊士の人々に向ひ白井亘理は佞辨を以て幕府に詔り勤王大義の名分を亂し我國恩を忘却する國賊なりと、言放てば亘理は倍々憤怒して以ての外なる克己が一言御前の前をも憚らず國賊なりと、誰事なり汝が如き愚論を以て國愁ひを顧みざる白痴を指て奸賊なり又國賊とも稱へるなりとて互ひに募る爭論を聞兼玉ひて長徳公は兩人暫時止まれ迎仰せにハット差し此日は各々退城したり斯て白井亘理は歸邸をも今日園をも青年輩の山本克巳過言せ

第二回 白井亘理上京して大久保公等に交際す

登時太守長徳公は白井山本の二個に對ひ斯争論に及ぶるも双方國家を思ふてなるべし予も満足致せしかば後日遺恨を含ぬようすべし並に今日の意見予も篤得熟考すれば一同共に予が手許迄出そべしと仰せありて後白井山本の兩士へ別に内命ありければ其君恩の厚きを拜し此日は各々退城したり斯て白井亘理は歸邸をも今日園をも青年輩の山本克巳過言せ

しを憤怒に堪ねば必良らを然れども意見を貫徹する心僅少も抗力されば即時に筆を齎ひつ
、歐米各國の事情を説政体軍備の形狀より彼我貿易の益を論じ我神國をして不羈獨立を保
ひ交親に因など最詳細に認めて意見書を執政職吉田吾助方迄差出しければ之に續きて家中
の人々各々意見書を作り日を期して吉田吾助之を受取藩主へ不殘差上たり然るに當時開港
論を主張する者稀にして大概尊王攘夷論に加はる者の多くして殊に吉田も攘夷家なれば攘
夷の意見書夥多なれば遂に鎮港に決せしかば於果藩主長徳幕府へ對する表を作せ攘夷論を
以て上申せしと必然れば亘理は我意見の貫徹せざれば嬉しからず鬱々として歎息するをそ
れと認めて妻八重子亘理が傍へ進み寄頃日貴夫の御様子の只ならぬ不審さ御氣分悪くは侍
らぬか妾も心を痛めまされば何卒聞せ玉はれと夫を思ふ貞婦が言葉も心に濟ねば亘理は
態と怒りつ妻に打向ひ人には勞症不常あり年月經過其中には意中にて漸ぬことも有又は病に
苦むあり或は快樂こともある生身喜怒哀樂を知らむして彼是和女が言つるは却て五月蠅其
處退げと叱り付れば妻の八重子は大ひに駭き思ひがけなき我夫か言葉合點行ねば凄々と其
席を退き亘理が慈父遊翁に是々と夫が様子を物語ば遊翁もまた不審晴ねば亘理が居間へ到

りつゝ事の容子を聞しかば余義なく慈父の遊翁に斯云々と物語るは彼意見書の事に付精神
奮て開港論を辨解なして君公へ勧め奉と吉田を始め山本克己荻部靜夫等其他頑固の輩らあ
りて舊弊然たる攘夷論を重んじ眞に國体を痛歎せキ六暗に開港論を輕んじ我尊王の志を
を知ぞ國賊なりと仮令し而已か彼等の爲に厭せられて開港論の立ざれば遺憾に絶ゆと歎息
されば慈父遊翁は心を察し亘理に向ひ其方が痛歎に絶ざるも定理り思ひれど兎角頑固の族
には論争るとも無益なれば時節の到るを耐忍して志ざしを果をべしと慰ひ慈父の厚意に頼
絆堪忍てぞ兩三年忽ち年を重たり干時慶應四年正月なり是月黒田長徳公勅旨を奉じて西京
表へ出兵をるに際しければ日井亘理は西京詰の用人を拜命して兵を引率て登りけるが當時
亘理は諸藩の交際或はまた周旋方をも専任して奔走あして居たる折故内務卿大久保公未市
藏とて薩藩士の頃亘理が才幹あるを察し平常に親しく交際れ俱に國事を談話の上永く京都
に滞留て爲事あれと勤むれど亘理は藩政に充分心志を重んぞれば功盡したる其後に再び上
京致すべしと利通卿の勧めに應せば然るよ主君長徳公藩用畢りて同年五月上京せしかば
於是日井亘理へ歸藩せよと君命なれば亘理は謹み御受なして同月中旬長徳公に暇を俟京

都を旅立て日を重ね廿二日に筑前の黒崎驛なる秋月の庫屋敷まで着せしかるに此處に一夜の宿りを求め翌朝曉を告る頃此黒崎を立て施設ひも影さみしき死出の跡途と知らぬ火の國と君とへ赤心を筑紫の驛路木屋の瀬や午餉へ恰好飯塚に疾過行て當日の黄昏秋月瀬の邸宅へぞ歸着なし。

附 言 干城隊山本克巳吉田万之助萩部靜夫等其他の壯士は執政職吉田吾助(後主税と稱)よ賛成して皆攘夷論を起し日井亘理が參政の列に有て開港論を主張せしを心懶しと思ひ殿中に於て既に爭論に及びし如く亘理が開港説を稱へ交親貿易を企つ志ざしゐるは全く我國家を亂そ奸賊なりと誤認し藩論意見の時より干城隊士の面々へ窮に日井を暗殺さんと其手順を定め居たるが折好機會す又日井亘理は干城隊士等始めとして攘夷鎮港と稱ふる者は眞よ勤王の得策を知らざるを痛歎す斯の如く反對論議より指も博識経験たる亘理と雖も其時世に會せしして空く干城隊の爲に落命せしは最惡慨の至りならせ哉

第三回 干城隊の壯士謀て中島衡平を殺害す

案下備置茲に表舊稽古館の教授たる中島衡平と云者あり博く和漢の學に通じ日井亘理と稽

古館へ同勧して最交際も厚かりしが亘理が同館を退き執政職に舉られしより中島は佐幕家なれば日井と論旨も異なれど藩政改革の際なれば藩主長徳公へ意見書を差上しに吉田主税へ之を不可とし採用せざる而已成ず返て藩主より不興を蒙らせ衡平を逼塞させしかば衡平遺憾に絶ざれど主命なれば是非もなく謹身あして一間に閉居し世の交際もせざりしが今日しも亘理が都より歸着せし事人傳以て初夜過る頃聞たれば我謹身を思ふにつけ亘理が歸宅は如何あらん又ハ都の形勢はと世を念ふ身の慷慨心胸にあふれて寐もせで遠寺の鐘の聲々と音のう嵐も吹絶て四邊寂莫とせし二更の頃谷川の漲る水の聲も淵るに自宅に鋪置鷄の俄に騒様子に驚き凡事ならじと思ひければ寐衣の儘よ起上り枕邊よある雪燈點し徐々として櫻側へ下立てる此時に月は傾き山の端に隠れて暗き庭の内外には人の足音するゆへ心得難しと中島は身を堅めつゝ切戸口も密と明んとなしたりける却て說干城隊の壯士は亘理を奸賊なりと一圖よ誤り藩論の際より一同評議なし密々暗殺なさんとすれば其機會さへあらざれば空く年月を送りけるうち歸らる京都詰の用人を命ぜられしが解役せられて黒崎まで歸國せしとの報知を聞より山本克巳吉田萬之助等雀躍して大に歡喜早速同士等へ檄文を廻し

人員を集めて相談し國賊亘理を生置ば我々攘夷貫徹の宿志も遂に空くならん殊に歸國の上からは又參政に列すること必定なれば歸宅を好會當夜こそ誅戮するよ究竟なりそれに付ても亘理が同意者謹身中の中嶋衡平彼等も俱に斬殺せば奸徒の根を斷時あらんと此處に評議を一決し抽籤して持塙を定め隊中二派に別れ山本克巳外八名は日井が宅へ向ふに當り吉田萬之助外十名は中嶋方へ押入んと手順を定めて夫々の其邸宅を襲んとて吉田の組は中嶋が家の四邊を彷徨て討て入んと窓へと何となく故障ありて討入隙あらざる中夜は更渡りて戸閉さへ最嚴重に做しければ壯士等益々氣を焦立ち斯ては果じと五六人が一刀引抜庭口より忍び入んとする折しも内より開し潜戸にもれて映ふ雪燈の光に思ひ壯士等ハ二足三足退く姿に中嶋は曲者持てと聲かけながら追駆出んとそる時を潜伏し壯士等遭遇して後方一太刀背を懸て切先深く斬付けハット駭き叫べども繫勇士の中嶋なれば何奴なれば卑怯にも欺し討とは未練な振舞姓名名乗と云せも放す吉田萬之助は聲を烈まし奸賊中嶋よつゝ聞ぬ勤王大義の名分を棄し幕府に阿諛白井に同意玄蕃主黒田家の瑕謹を招けば天に代て我濟が今宵誅戮致すなりと云つゝ又も覺期せよと切下白刃を中嶋は手負ながらも立上り何小

頬なる萬之助汝を始め干城隊は頑固盲蛇の族として井蛙の俚諺に遇ず辟見にして世の豪傑を顧見ぞ唯一概に攘夷を旨とし因循の説を主張し開港明論を知らず反對なる者は皆奸賊との汚名を付るは白痴と云も限なし汝等如き憶病武士の白刃に懸る殘念さと言つゝ無刀で吉田を覗がけ組付來れど此方は大勢争か衆に敵そべき無念うゝ云うちに追ゝ駆寄壯士の銘より無生に切くる刀下に哀れ敢果なく中嶋衡平五体ところを異にしつ秋にはあらず鳴虫の聲諸俱に息絶たり此時壯士は衡平の首を搔切門外にて闇を揚一度此塙を退きける其物音に仰天して家内の者は何事ならんと起出見れば庭の方に驕立人の聲せし故不審ながら燈火を照して庭へ下んとすれば是亦も如何に當家の主人中嶋衡平が暗殺其首さへも非ざれば此体を見て慘状さに衝平が妻某は首なき本夫の死體に取そがりては狂氣の如く歎き悲む形狀は憐れも又哀れを重見るもいぶせきことなりとか此時衡平は五十歳不幸にして女子一人あるのみなれば後此女兒に養子を迎へ今に家名は歷然たり

第四回

干城隊長山本克己等日井亘理を謀殺を

却說筑前國夜須郡秋月藩の城下杉の馬場に長屋門最嚴重に内外の掃除行敷き幕目正しく



うち水も心涼しき玄關先上座には弓鉄砲と備治にて亂を忘れざる主人床しき一席へはこれなん領主黒田家の用人臼井亘理が邸今日しも歸着の先觸よ待設ける家内の用意折しも先見の報知よて早お歸りと夕まぐれ間實に點す煙の火の光りよばゆき敷筵へ居並ぶ家内の出迎いに臼井亘理静と戻りて通る奥座敷へ妻子は後方に附そひツ互に無事を祝しあひ妻は夫が留主の中のことなぞ最詳細物語れば亘理は長男六郎初め長女つゆの成人せし事など言ひ出て喜悦あへる其うちよ亘理が舍弟上野月下並み臼井助太夫（後幕と改ため六郎の養父とある）も茲に來り其他親族縁者まで一同集まり歸宅を祝せばまづ歡喜の宴席を催し各々醉を盡をうちに亘理が慈父の遊翁は殊更都の話しそ尋ね洛中の幽致春來の風光詩歌連俳を評しつゝ或は時勢の形況を聽興論公議へ恁々なり進歩の向後は云々なり結果を思推し交際の尊とむべきを慨感じ互ひに杯取換し頻に興よ入しかば夏の夜太く更行く祝ひに集ひしこども暇を告て夫々に家路をさして歸りしかば亘理は妻に云付て何れも應や勞つらんいざ寐よかしとの指命に隨ひ各々臥所よ着たる頃は早子の刻を過たれば世間も最も静まりて仄かに聞ゆる谷川の水に仕掛し精米機の音のみ響く臼井が裏庭彼の遊翁が物好に古處山峠の

流れを決き營み築し假山泉。水綠樹重陰四隣を蓋ひ青苔日既厚にして自から廢なく一むら立し柔竹の茂みの影に忍び寄る人あるにや鳴渡る蛙一度に音をとゝめ皆池水又飛込音二ツ三ツ夜の草照を盤も蓋と忽まちに今宵ぞ人の亡靈と眺めんものと此方は知るや白刃を携へ覆面頭巾の打立にて突顯ればし一個の丈夫四邊を見廻し用意の呼子吹ならせしかば合図と見ゑ此處彼處の木影より顯れ出し七八人同玄打扮よ得物を携さへいざ踏込んと急立を暫時と停む山本克巳打入ものは斯々と耳に口寄密語ば秋部静夫は歎頃て雨戸の鍵こぢ外へ忍び入たる時刻は是丑満過て明近く廻り塾せし日井が一家夢は黑白なし五月間死出の田長の血吐鳥一聲空に聞ゆるは哀れを思ひて啼つるか案下壯士は縁側へ飛らりと掲りさし足しつ内にして他に音なく廻に照す行燈の影さへ薄き日井が寐間へ忍び寄たる七八人が圓坐つまづく烟草盆此物音に駭きて日井が妻は目を覺し誰じやーと答ひるとき返事あらねば不審灯盞の火影に佑と透し見れば白刃を携へ立居る者のありければ強盜ならんとうち駭き夫亘理を喚起せど宵の酒氣の醒やらで夢現れて答しゆゑ妻の焦立起上り強盜なりとて何程の事やわ

らんと長柄に掛け長刀おつとり身構へなし聲荒らげて汝等こそを立さらをば女ながらも亘理が妻なり目に物みせんと立向ふを靜夫は刀で丁度受とめ聲を掛我々ハ強盜ならキ本藩千城隊の壯士なり今宵當家に斬込しは和女が夫亘理こそ國家に容ざる奸賊なれば天より誅する其身の罪夫と俱に刑戮せん其處のがすやと長刀の柄を打拂ふを引外し夫の敵と聞からは生てはるかぬ覺期せよと車返しに切込長刀有繫は日井亘理の妻秋部は退れて二足三足退れながらに戰ふ音の不斗耳に入て目を覺し亘理は駭ろき枕元の刀おつとり起上らんとするを目懸て切下キ克巳が太刀に日井亘理は頭上肩先切付られて急處の痛でに思はず尻居に倒れかゝれど剛氣の日井の聲を怒らし何奴なればと云ふとあるを克巳は再び刀を振揚微塵になれど切こむ後から壯士の面々無二無三に奪せかくれば亘理は堪らむ其處に斃れて死たりけれ克巳は刀を取直し亘理が首を撞切たり亘理が妻この体を見て氣も狂亂夫の仇退さじとなきなだ長刀まはしかゝれど多勢に一個殊に敵手は干城隊士心は矢竹にはやれども目前夫が非業の最期に自然鈍る長刀の狂ひあ得たりと切こむ太刀を受損矣たり静夫の爲に頭へ深く切込み血汐流れて目にいれば働く兼しをつけ入て遂に長刀うち落し滅多無生に切倒し隊十は此

場を退きけり

第五回　臼井六郎教場に國らず亡父の仇を知る

當下亘理は四十二歳妻八重子は三十七歳夫婦一時に非業の死を遂しは如何なる因縁ならんか無慘にもまた哀れなり該夜長男六郎は乳母と添寝となせしゆゑ父母が非業の死を遂しをすこしも知らぬ白糸の幼子心に墳念り後に仇を紅ないに染て思ひを晴しけり彼是するうち東雲の告渡る鳥の聲に家内の者皆起出し其折柄亘理が寝間に幼子の類に泣叫聲しければ亘理が舍弟の助太夫何事ならんと到り見るには开も如何に舍兄亘理初め義姉八重子俱血に染何ヶ處となく傷付られ首無骸よて死したる際に六郎が妹つゆ其時三才は傷付られ泣居たる慘状見るよりも周章駭く助太夫余りのことなぞれ果只茫然とな志いたるが頗てのことに心付姪つゆを介抱なし即時隠居遊翁の許へ亘理夫婦が云々と今朝の始末を知らしければ遊翁大に駭きて早時に來りて其趣きを助太夫と相談の上政廳へ届出なぞしたりければ檢視來りて事やうやく濟亘理夫婦の死骸は菩提處へ葬送なしたり其時六郎十歳よて差詰家督もなり兼玄まゝ亘理が舍弟助太夫事幕と改め順養子の義出願せしに其時左之言渡しあり其文曰

亘理義已が才に慢玄我意を慕り他の存意を防ぎ衆人の情みを受人望に相反り且此度京都表において御差下されの義も仰せ付られ候に付ては速かに罷り下るべきの盛罪を遺んが爲奸智を廻らし國情を他よ渉し御配慮を懸たてまつり候段身を思ふよ厚く國を思ふに滿き譯に當り終に此節非命の死を遂候段自ら招ぐの禍ひにて是非ある事に思召候依て家名だんせつ断絶申し付べきの所舊家にして御用達も致す家筋よつと格別寛大の恩召しシ以て跡式誠祿之上幕へ申付候事

明治元年七月

此後幕は臼井家を相續なして日を経るうち同家に仕ふる老僕にて源次郎といふ者ありけり性質溫和にして主人亘理に能つかへしかば亘理も其志ざしを愛分て情を懲たりしが亘理が非業の死を遂しを深く悲み歎くの余り六郎を守りする折々苟にも武門よ生れし貴君親御の仇を餘所にさるゝは不甲斐あし早く成人遊して草を分ても尋ね出し屹度敵をぶ打あされ其折ひまた及ばずながら老僕もふ俱致しますと老の眼に涙を浮め忠義一心に諒る言に幼心の六郎も實にことはりと思ひしより彼の忠僕の源次郎に父母の敵は何ものと問ども知らぬ

白髮の老僕是に當惑なしける様子をそれと察して六郎は養父に父母の殺害されし其況などを問ければ養父幕は答て云様汝の父母に「罪あらねど彼の千城隊の壯士等が反対論の事よりして銃に謀殺せし者ならんと云ふ六郎幼年ながら切齡憤怒よ堪ずして益々仇を討んものと思ふものから仇の名さへ知る由なきに如何んとも何詐術もあらずして悲歎に月日を送りける去程に六郎は追々身体伸るよつけ藩守學館へ通學をはじめけるが或日生徒等寄集まり正午の食後の其折柄雜談ながら成辰の頃はこれくとの勇しき話に移り頻に語るを六郎も聞居たりしが何思ひけん自己も群に打交り如何に君等方々の御親戚には成辰の頂戰功等多からんが拙者の亡父亘理杯は自己が頑固のことよりして一命を果せし不甲斐なと思へば君等に對するも實に面目あらざりし夫に付ても拙者の父を討しる人は何人だか定めし豪傑者ならんと賞つてやしつ自己が亡父を誹りながら孝子が罰ること、しらねば幼心の一筋に彼一瀬の舍弟なる道之助進みいで學友伊東豊三郎相田鍊の丞等に對し夫ぞ我兄弟久にて其時家に傳はりし名刀の拔を欠たりと自慢らしく語るを聞より六郎雀躍して大いに歡喜仕済したりと其場を退ぞき早速屋敷へ立戻り養父に斯と告しかど暮は更に答へを爲さず一日二

ひと経過ければ今は六郎氣を焦立すでに復讐なさずと勢込を見てとる慕之を戒め種々に諭慰めつゝ言けるよう先復讐をなさんと思はゞ文武の道と能學び其理を研究然る後自己と之を定ひべし輕々しく爲べからぞ若又疎懶の舉動有ば後に悔も先なからんと諒めに六郎是非無も養父の教に隨ひて文武の道を勉勵せり或日臼井の家へ投宿せし者あり折節六郎在宅なれば何方より來りしならんと手に取上て開封し續下す其文よ臼井亘理を殺せしは一瀬直久にて妻の八重子を殺す者は狹部前夫ありとありしかば正しく父を殺害せしは直久に相違あると益々憤怒の思ひを生じ讐を討んと焦立せ養父が之を許さねば悲歎に月日を送りけり

第六回　臼井六郎出京して山岡公に寄寓す

復説六郎思へらく我儒學に志むし經書を讀に忠孝のこと言ざるゝなし就中慈父の仇には何ん天を戴かず如何にもして敵一瀬を一太刀ありとも怨んと朝夕忘るゝ間はなく思ひ廻せど好機會なれば一個心を苦め居しが隙行駒の速疾く六歳の星霜を過しけるに廢藩置縣に變遷しかば彼一瀬は官途に就東京表へ移住せしかば六郎大に望みを失ひ空く東天を怨望るのみ然ども復讐の志を片時も黙念べきことをあらねば此處よ一計を案じ出し報讐の心を余所

にし祖父遊翁養父墓に向ひつゝ、現今開明の御代に際斯秋月に居て安閑と空く懷誠は口惜く
何卒今より東京へ出學問修業勉強して亡父が家名を相續なし靈父母の汚名を雪名を後世に
舉ん所存此事許可玉へかしと告る言葉は偽りか其かしらねど孝心の最も面に顯るれば祖父
養父とも感涙して殊勝なるを愛樂み六郎に許て云よう汝が左程ふ思ふあら僕侍同幕木付爲
殿今般東京へ出府とるよし承まはれば木付氏と供々に同道なして東京へ登り伯父月下旬が家
へ到り詳細を談じて伯父より依頼何方にても滞在して學事勉勵なして後汝が宿望を達をべし
然ども初の旅路ゆへ一人にてハ心計なし僕源次郎を連行へし必ず東京へ到りなば我等に心
を労くるなど厚き教訓に六郎は祖父養父の慈愛と感嘆し頻に胸の迫り來差俯向て居りける
が頓て養父ハ路銀を出し六郎に與へければ祖父遊翁は先祖より傳へ來りし名作の短刀を取
出し汝に之を與ふる故亡父の遺物と思ふべし出せば六郎押戴さ取納めつゝ門出を祝祖父遊
翁初めとして養父墓や親族に殘りなく暇を告木付篤井に源次郎諸俱に住なれし故鄉筑前秋
月の夜須の郡を出立なし東の空へ急ぎつゝ越る驛路の數々も何時過て東京に若せし頃は十
月然も明治九年にして六郎當年十九歳木付に別れ老僕の源次郎を供に連西の久保へぞ怨ぎ

ける是より先六郎が伯父上野月下は明治六年出京なし西久保明舟町より寓居して外務省へ
奉職なし勤め居るゆへ月下の家より身をぬちつけ暫時此所に寄食して密かに一漸直久の所在
を見るに彼の直久は愛知縣名古屋裁判所に在勤中と聞て六郎呆れ果遺憾ながらも詮術なく
未だ復讐の時來らむと思ひて此所に日を送るうち老僕深谷源次郎は或夜俄に發熱し人事も
覺へぬ体なれば月下を初め六郎も俱々介抱なし居たるが最重痛に見ゆるゆへ取敢ず醫者を
招き診察を請しに醫者の曰是は老体にて殊にまた風邪を押て居たと見へ一時に發熱せし者
にてチト事ひづかしき容体ありと言れ一個は常感あるせを打捨置べき者ならねば藥を請て服
藥させ着護に力を盡しけるが藥石の驗も見へ老萬食も進まずれば漸次に瘦細て日に異
に重く何日果べうも見へざりける心は矢竹に焦れども重き病に枕さへ上り兼たる源次郎賴
み少しき其体を六郎は見て不惑に思ひ源次郎に向ひ今日は少しは快よきかと案て覗く其顔見
詰源次郎六郎に打向ひコレ坊樂貴君に囁や焦つたく思召で御在ませうが何を言にも今度の大病拙は五十路の坂を越へ年よ不足は無れども是れまで貴君のお供をせし心筑紫の甲斐もなく東へ來りて御主人の敵もお討せまうさをに止々此儘死するかと思へは無念で成ませぬ

志ながら此老僕は迎も全快思付ませぬば死しても草葉の影に居て、御主人と諸供に屹度敵の一瀬をふ討せもうとでござり舛と言も末期の別れの涙袖を絞りしよりさまは死出の旅路も冬寒枯て哀れ老樹は木嵐に崩る、さなに六郎は周章救ひ起しつゝ歎きのうちよも一言云んとされども命數盡たりしか其儘眠るが如くにて息絶ければ六郎は今目前に父親に別れし如く思ひ了得に猛き壯士も思わぬ沮を催しぬ上野月下も源次郎か死去を悲しみ六郎と俱々相談して相當の式を以て埋葬なし跡ねんごろに弔らいけり恁て日井六郎は源次郎が死去せしより我片腕を取れし心地に茫然として日を送りしが斯ては果べき事よりらやと氣を取直して敵の様すを探れを一瀬直久は未名古屋より歸京せざれば漸次入費に用意の金を遣ひ果せしかば餘義あく伯父の月下に依頼武家奉公を爲んと云に僕侍月下の同役にて某と云者當時撃劍家の隨一とて名譽の聞へ最高き山岡鐵太郎氏へ出入せしゆへ遂に同家へ依頼なし暫時内弟子同様に使へて武道を習練なしたり

第七回 六郎上の原に乙女の危難を救ふ

精を費むて多きを貰とばやとは特り兵法のみあらず學術技藝何ことに因ず其精妙を極めん

とすれば一技一藝に全力を用ひざれば成こと勿らん然れば日井六郎は亡父の仇を報はんと思ふにより最ぞ撃劍の術を丹精なしたりければ益々技藝上達なし山岡氏へ六郎が志を愛後には適れの壯士よならんと感賞なしつゝ教授せしかば六郎大いに歡喜して師の厚意を謝し夥多の月日を送りたりしが或日六郎何思ひけん休日を貰て西の久保伯父上野月下的許に到り自己が亡父存生中の行狀环を問しに上野月下之に答へて云けるよう汝が亡父亘理こそ平素尊王に志きし幕府の失敗を痛歎なし同士と謀て其筋へ建議せしことなせあり且職務上に罪科なく平素の行狀に付て愧ることなきは舊藩中にて皆人の知る所なり已に亘理が禍害を受しころ此事を聞痛歎せし者多く故に走つて宗藩福岡へ訴へしかども採用にならむ却つて其時人まで罪せらるゝに至り且亦亘理が禍害の後奸賊などの汚名を蒙り千城隊の兇徒らは却て罪なく呵にて濟たりと語りければ六郎聞て悲憤に堪え延び初めて伯父よ向ひ實は亡父の讐を討んと覺悟をなして養父を偽り學門修業といなして出京せしと告ければ月下は深く驚きて先其復讐の非擧なるを戒め再び六郎に打向ひ汝亡父の怨魂を慰めんとするあらば先兇徒等が始末を記し刑法官へ出願して御所置を希ふが上策ならんと再三再四諭しけれ



ば六郎暫時差俯向思案に時刻遷したりし頃て伯父に向ひ如何にもそれと定めんとて承知の
体にて暇を告山岡の邸宅へ一先立歸りしが熟々思考廻らせば伯父の言迂遠に遇たり若また
上告なしたり迎御取上よならざる時は此上如何なる惡名を誇るも知れず殊に兎徒等深更に
人家へ忍びしのみならず熟眠なせしを付しりて慈父を殺し且亦妻たる道を盡を慈母をも害
し嬰兒の妹つゆにまで傷をればモ其不義殘酷極れり其上兎徒には罪なしとし亡父は却て死
後迄も罪せられしを子の身として此耻を雪かざれば誰か其亡靈を慰めんやと此身自ら決心
なし陰に猶一瀬直久の舉動を尋ねいるうちに名古屋裁判官を轉任し静岡裁判甲府支廳に在
勤すると聞き大喜悦只ちに甲府へ立越さんとすれども發送の言辭なく如何はなさんと思
案の折柄圖を策を考しつき習日ハ暇を乞請て出立なさんと終夜う眠もやらで待わびたり
翌日起出六郎は師に打向に頃日鑿劍を學ぶため少しく胸を痛めしかば某しに話せしこころ
神奈川縣下武州小河内村の温泉は打身に即効ありとのこどもへ須更入浴致さんと思ひます
ればる暇を賜はりたしと乞ひけるゆへ山岡も其意に任せ旅用をさへに與へければ六郎拜謝
し同氏の細君へも暇まをつけ明治十一年四月初旬出立なし四ツ谷を過ぎて新宿も早八王子

の驛路のりゆうさへ乗合馬車のりあひばしゃの一飛ひとびに通ふ所のにぎわいは生緑商人割烹店其他旅人宿青樓こやも軒を並べし繁榮は他宿ほかしゆくにあらざるべし果話は儲置六郎は小佛崎こねとせきも何時に越て行身の上野原にさしからんとする折しも日は暮はて、卯月といへとまた春の夜の曉月霞に残りて影暗く樹木の梢は颯々と風のまにまに音信れて筑摩の流瀉ながれ玄く往來も絶し山里の彼方に女の聲のして泣つ叫つ救助すけてと幽に聲で聞こゆるに六郎は合點あてんゆかぬ不審みつゝ聲を便りに近付ながら透し覗れば年は定難に知れぬとも二八か二九の乙女子が荒曲者七八人にとりよかれつゝ強姦てつひんに逢ん形様なるに六郎駭き是は不埒なる惡漢等斯る寂莫山里かほくへ脱駆だくき婦女を詐り來り強姦とは何事ぞと一個心に問答たずねへて彼等が方へ筠ごと進み突然一人の荒男あらぎを引採ひそへ搭上掘つがくで水中目懸け投付ければ翻ひるがえり川かわへさんぐと落てけり此体を見て曲者等は駭きながらも無法の奴輩やつぱらハ郎目懸て邪魔じやまひろくなと飛付來るを事ともせず両手を伸して單投たんとう積づいて懲るを肩かたをかし打込投付早業はやごを此方に残りて見て居る曲者得物とくものを捨て後とも見ゆ一目散に逃走れり後に女兒は屢打拂うつぶひ擾亂わめきし身形じゆぎやうを改めて六郎よ打向うちむかひ何方様なんじようがは存ませぬを妾わらわが危き此所をゐ救ひありし有難さ御禮は山々靈まことせぬと最慇懃に演ければ六郎は是れを聞まづは

女兒の無事を歡喜シテまた和女は何所の者かと問れて彼方の手窮女は涙を浮べて吉出るは妻筑前福岡の舊秋月の士族白非幕が養女にてと云時雲間にもる月の光りに思を顔見合せ丘ひに錯駭和女は妹の露ならずや貴君實兄の六郎様さまお嬌慕きみすやと寄添入六郎もまた血を別し現在の自己じこが妹ゆへ愛弱心の稍增すこしつぶて思はゆ沮くさに沈しづみたるが頗て心を起しつゝア、我ながら大望を心に懸る身を以て斯る僅少きんしゅうのこととにまで沮涙は思と思ひを替沮伏妹を救起し聲を弱めて心を勵し白井亘理が女兒とも云、身にてありながら何迎哀ひを催すぞして又和女が御祖父や養父よをも置て故郷を退て東京へ立越つゝ此處へ來るは何事を包いまゆり聞かせよと訪詰られて余義よぎなくも沮くさと袖そでに押隠し六郎に向ひ此度妻よつまか故郷を離れて東京へ登りしも亡父母個こして故郷立退東京へ行御兄様に御目に懸りふ話はなし申して俱ともに女ながら助太刀すけだして仇かたを討ん心にて憂事多き旅衣なんの此身は深山路ふかみちに行暮果ゆくがれて草料に露つゆを敷とも何の其岩あはをも

突す弓ならぬと女の一念神通力成就を神よ冀願して漸々東京の上野月下方へ尋て聞ば貴君には打身の爲よ小河内の温泉へ御立なされしと聞ひて其儘た後を慕ひ来る途中の青梅とやらを過んとする折悪者に賑謀されて此處へ惑引て袁目に逸處不圖御兄よ救れて御目に懸るうれしひよかのれ恵みと始終細く物語れば六郎聞て不懸さに暫時言葉もあらざりびり

第八回 白井六郎仇踪を追て甲府に到る

此處は甲府の柳町とて夥多の商家軒を並べ昼夜賑とふ其小よ萬屋といふ旅亭あり此屋の二階に年の頃廿一二の壯士が旅の勞れか轉寐の折柄下婢が上り来膳を運びつ御客様と呼起されて駭きつ思はず眼覺す六郎が今日前りに故郷の妹の露に上野原で廻り合つ、曲者を擧げて危難を救ひしは正しく夢でありつるか我故郷を退をきてより祖父遊翁や養父墓妹が身なぞ案じつゝ日毎よ思ひ居たる故斯現にも夢みしならん然れば頃前にも我行末など打案じ嘸や心痛して居すらめど一人心に點頭つ頭首を傾け起上りそれよ付ても一顛を疾見つけて亡父母の仇を討んと思ひしゆへか膳に向へて食時さへ進みかねたる形狀は實理はりと知られける斯て六郎は此家に二日三日と滞留して頻りに直久を付覗ひ朝夕静岡裁判所支廳

の門へ到りては彼直久の退出をまでとも更よ出遇ざれば不審みつゝ旅亭へ返り其在宿を聞合をるに裁判所の構内よ在宿すると聞て在家は知れたらと出遇ふ時のわらざれべ空しく此所に一月余り茫然として日を送れり去程に六郎は貯へ迎も多くあらねば最疾滞在も成兼て如何なさんと思慮をなせど知口さへなき身に困じ果手拭片手に手ながら宿をふらりと立て同所に近き梅の湯へ入浴にて入浴せし折柄此所へ職人體の若者四五人入來り私談なぞせし其談話に一個の男が友達とをばしき者に告るよう裁判所の隊長は明日東京へかへるさうだと語を聞居し六郎が其隊長とは何人ならん若直久には非ざるかと思へば最ど氣も落つか走若れ若イ衆今御詣しの裁判所の隊長と云人の姓名は何と仰せらるゝか御承知あらば敷へてたまはれと問ば彼方の若者は慥一瀬直久様と聞より六郎焦立て即時に湯場より掲りつ其儘宿所に立返り自己が所持の短刀を懷中なして裁判所の門外に立みながら直久が退局時間を伺がへども更に出來様子なれば余識ある其日は立跡り翌朝早く起出て朝飯を済せ彼所にいたり出勤時間と待けれども來らせ十時を過れど影さへ見にねば是は歸京せしに相違なし今より跡を追駆行ば必らず途中で遇べしと一個六郎點頭つ即刻宿屋へ立戻り旅の用

意も急かはしく彼の万屋を出立して甲府を跡み急ぎつゝ、早駒飼も何のその花待ならぬ花咲の驛を遙に猿橋や越て行違旅人よ彼の一瀬歸京せし様子を訪ども知れざれば遂に同年五月の中旬空しく自じは歸京なし師の山岡氏の邸へ歸戻禮など述べ何食ぬ面色なして小河内の温泉況なぞ物語りて後其効能の速かにして御陰に打身も全く憩常体に復せしと歎嘆喜て打語れば山岡氏を始め細君まで开は奇効ある温泉なり何にもせよ其方が無事に歸せしは悦びの至りならんと云取り急て六郎は歸京せしより彼の直久の所在如何にと探索せれども知れざれば不審に思ひ或人に聞合すれば一瀬は未だ歸京せずと云に六郎最ぞ口惜く斯まで心勞するど雖とも未だ復讐の際來らざるか態々甲府へ尋ね行しも廻り遇せを歸京せし殘念さよ此上は是非もなし再び甲府へ趣むきて彼の一瀬敵を討か上分別と亦々六月中旬頃山岡氏に暇を貰ひ叔父の月下が病氣と云なし即時甲府より到りつゝ支廳の門外よりみて退出時間を伺へども絶て面會せざりければ其中旅費も乏しくあれば一先甲府を退ぞかんと八月下旬に東方へ亦も歸京をなしたれど別に便るべき家わらねば再び叔父の月ドが許に到りなすことをなく日を經りしき或日愛宕下まで用事ありて往來折しもフト出會たる一個の友人以前舊藩ぬけして過行ける

にて銀煮にせし其しとか云者なれば六郎大に喜悅一別以來の接觸も顯少なに演了て六郎其者に向ひ捕者も牛頭出向して西の久保明舟町叔父の月下が寓居に居を未だ仕官も致さをして空く月日を送るのみ何所か貴殿の周旋にて勤仕る所はあらざるかと尋るに彼方は黙頭知下されし段末けあしと一禮なししつゝ彼の某しを同伴ひて上野月下が寓居へ歸り來り是々彼様くと六郎は叔父に向ひて物語れば月下も俱々喜悅て彼の某しに委細を依頼け某は承知ひて臼井を伴ひ中仙道熊ヶ谷として出立し其夜浦和に一泊し明日彼所へ若しければ彼の某とは裁判所長に斯と臼井が事を語れば長々承引して目見ゆる熱て六郎は裁判所の雇員になり生計のため此所に半年あまり出勤せしが翌十二年七月累中の休暇になりければ六郎一個思へらく彼の一瀬直久も休暇の折柄なれば出京することもあらんと思ひ熊谷裁判所の雇ひを辞し無き出京してその音信を待居たり然るよ一瀬直久は其年も暮十三年の春又いたれど勤役中ゆゑ出京せざれば六郎今はその想みを何日果すべきかみとめ若ねば力ぬけして過行ける

第九回

薩藩主の邸内に六郎亡父の仇人に遇ふ

三十六

案下再説一瀬は明治五年春藩秋月を退き父母俱々に出京して本邦三丁目に住居を求め官途へ奉職なすうちに裁判官に選任されて名古屋裁判所へ在勤なしそれより静岡甲府支廳詰を命ぜられ去が天皇御殿にして能其職を勤廻せしかば遂に昇進して多事の職に遷り十三年五月頃上等裁判所より移任せしが同氏は巨理の長男六郎が兼て父の譜と付記とは少もしらず過し昔しの事といひ殊に其頃大勢が評議の上にてなせし事ゆへ思ひ圖らでありしならんと後にぞ察知られける茲に又六郎の朋友にて薩藩士に手塚祐と云ものありしが爾也日非が月下方に同居するとの事を聞一日上野が寓居に來り六郎を訪けるに折よく此方より在宅にて互ひに無事を喜悦て談話の折柄それとなまに彼の直久の在職は何れなるやと問けるに手塚へ六郎が復讐するの心とは知る由なれば斯々と東京上等裁判所へ轉せしことに物語れば此方は斜めならず悦とび天へも上の心地すれど其場は駄よくもてなしけるうち天日疾くも山の端より入相近くなりしかば手塚は暇を生立歸れり當時六郎は直久が本芝に住居せるを初めて聞得たればそれより一層注意して彼の直久の出勤通路をねばし所を朝夕徘徊なし居た

れど只の一度も遇ふことなし六郎思ふやう直久の住居は本芝ならぬして他に移住せしか何れにしても東京に在勤なせる者ならば必ず出會こと有べしとそれより東京上等裁判所門前に至り日毎に不づみ要擊あさんと浪出時間を伺ひしが絶て見かけざれば是は直久が歸京せずは間誤生りしならんと十三年十二月十三日午後一時濱西の久保へ降らんと市鍋町まで来る折しも突然一瀬に出逢しが問もなく一瀬直久の屋崎某しと表札ありし家に立ちりたれば手を下すことならぬ歸りを待請要擊なさんと窺ひしが如何になしけん直久を見失ない遂に其日は歸りけり斯てより六郎は彼の一瀬が東京へ在勤せること知り得たれば一層注意し直久が接待を屢々知りに問なとせらうか或人より直久は薩藩主三十間堀三丁目の黒田の邸へ出入なし園基の敵方に時々行々聞得たるより六郎は若上等裁判所にて面會せざる北折は自己も舊主のことなれば黒田の邸へ到りて見んと同月十七日午前八時と思ふに銀杏橋内裁判所門前に徘徊なし今や直久出勤せんかと待つも生てとも出頭せざれば十時過る頃立歸らんと新橋まで來りし折不斗付今日一瀬直久は黒田の邸へ行しも知れぬ自己も是より同邸へ到りて様子を窺は何か敵の手撫りを得ることみあらんと引返し黒田の邸に赴むまつ先家

扶桑招不見人の家を訪んと吾信へば生憎不見人は不在にて長男甚し病氣にとり里友藤野房次郎且舞に來りて居合せば六郎も座敷へ入り二個詰話の其折柄不見へ歸り來りそれより六郎不見人に無詮法のことなし譲て挨拶と言語少なに済了り不見人は日非に向ひ久敷掛者も音信せざりしが御陰居一六郎が祖父遊翁のことを云ふ初め幕末に本御無事に奉れしたさるかとて本國福岡の況などを尋ねこれより六郎が成人せしこと亦ハ東京へ酒井の様子たゞを問ツ語りツなすうちに豈圖らんや一瀬直久所へ來り今日も舊主の跡にて「某お懇意」折柄少しも用事來しにより不見人方へ來りしに因ひ懇意も出命しは日井亘理が忘紀念六郎が自己を忘父の敵あり仕組ふとは知るかしらぬか彼直久は挨拶なし塵に拂りて不見人に何とか囁き書翰を認めなどする所へ舊同藩十白石首忠原田稚忠入來り僧々詠語に及びければ日井は一個ハ焦古今日闇中も此所で敵に廻り遇しかども新藩十等が大勢居合ひては討罪をに甚だあましと思ひ重やせん角やせましと胸を痛めてありける折柄彼の藩十等一同に不見人に打向ひ舊主に謁を請ひきと云に鶴沼は承知なし表をさして出行たりしが程よく鶴沼立脚り白石原田に云々と舊主より返事の趣ひを告げる時彼の一瀬は舊物を残さへ舊主の便にてぞ居たりける

第十回 白井六郎警敵一瀬直久を計て法衙に自首す

登時一瀬直久は日井亘理の一子六郎が寐及合せて待そとは神ならぬ身の知らざれば川事を濟せ鶴沼が家の上り口より再びまた入來るを待てと呼ぶゆへ我事ならんと振向ば六郎早く一瀬の裾を捕へ聲荒らげやあ珍らしや山本克巳汝か爲に殺害されし日井亘理が一子なり十有余年の其者し我父亘理が寐込へ踏込暗殺なせし覺へあらふイザ尋常に勝負せよと詰よる六郎一瀬は睨と見やり此狂人何をいふと拳を固めて突然と六郎の頬を擊其手を駆と握つめ力の限り突倒し卑怯なる其一言恨みの刃請て見よと抜手するをく一刀あびせ懸たる刃尖は彼直久の襟巻をぱらりと切て落しけるに一瀬これに氣後れなしけん表をさして逃出をを追

駆^{かけ}ざまに手早くも短刀逆手に取直し胸部を刺んとする所を直久ナニコシャクナト聲掛こへおけなが
ら組付を六郎得たりと切付る刃に肩先切下られアット倒る、一瀬は負傷ながらも挑合ふ然
とも深疵に組伏られ六郎刀を取直し首撃斬らんとする折から人の走來る足音に取押へられ
ぬ其先にと咽もと深く止めを差先短刀の血を拭ひ朱に染りし羽織を脱^{ぬき}樂二階へ掲りて鶴沼
不見人に對し家内を穢せし罪を謝せんとなしたれど陪子あらねば上りかね余義なく此所を
立去らんとそる折不見人二階より曰井氏何をかなせしと聲懸ければ六郎は右の始末を謝し
只今亡父の仇を討しにて候なりと答へそのまゝ戸外へ走りいで車夫を雇ひて人力車に打乗
第二方面第一分署久保町の警察分署へ自首なしたり再説六郎は思ひの儘に復讐せしかば大
に歡喜警察署に行んとなせし途中自己が形狀の亂れしを見て他人の恐るゝことをやわらん
若他の人を騒してはあしかりなんと思ふより人力車にて自首せしなり然るに幸橋外警察
の管轄違ひなりとてそれより第一方面第三分署京橋警察署へ送られしが其時常に復讐の始
末を記し持いたる書面を捧げて答辨せしが一通り調への上遂に東京裁判所へ護送になりた
リ

裁 判 公 報

當裁判所ニ於テ御裁判ニ相成候ハ自分復讐ノモノミナラズ「父ハ冤罪ナルヤ否哉ノ廉ハ
檢事ノ求刑ニ係ラザルニ以テ御裁判不^レ相成隨ツテ母ヲ殺ス者ハ御裁判ニ相成ズノ旨承
知仕リ候然ハ此件ハ檢事へ上請仕リ候事

明治六年二月七日復讐ヲ禁ゼラル、ノ公布ハ何年頃承知シタルヤノ御訊問ノ所該公市ハ
毫モ存セズ自分國典ヲ犯シ奉恐入候ト申ハ養父ガ復讐ハ往古ヨリ禁制ナリト申聞タ
ルニ付承知仕候得共前文切迫ノ至情ヨリ國典ヲ犯スヨ至タルハ深ク奉恐入候事

明治十四年七月七日

曰 井 六 郎

宣 告

福岡縣筑前國夜須郡野島村四百七十八番地

士族曰井源長男

廿二年六ヶ月

其方義明治元年五月廿三日夜父母ノ寢所へ忍入父亘理及ビ母ヲモ殺害シ嬰兒ノ妹ニマア傷ナ負セ立去者アリ其場ニ至リ視ルニ其慘狀見ルニ忍ビス此暗殺ヲ爲シタル者ハ千城隊數名ニシテ父母ニハ其罪ナシト聞キ幼年ナガラモ痛念ニ堪ヘズ復讐セザルベカラズト思後チ父亘理ナ殺害シタル者ハ右隊長一瀬直久ニシテ右暗殺ナ爲シタル等ニハ罪ナク却テ父亘理ハ死後冤枉陷シイレラレシト聞キ之ヲ事實ト認ルヨリ益々痛念激切シ父ノ仇ナ手刃スルヨリ外ナシト決シ明治十三年十二月十七日鶴沼不見人宅ニ於テ一瀬直久ニ遇レ父ノ仇覺悟セヨト聲掛豫テ携ル短刀ヲ以テ翻ヒ遂ニ殺害ニ及ヒ直チニ警察所ニ詰リ自訴ス右科改定律例二百三十二條ニ依リ謀殺ヲ以テ論シ士族ナルニ付改正閏刑律ニ照シ自訴スト雖正首免ナ興ルノ限リアラサルニ依リ禁獄終身申付ル

明治十四年九月廿三日

右の如くにて白井六郎の件は全く落着になりたりしが彼の一瀬直久氏が亘理を暗殺の件に付て早川勇君より其筋へ差出されたる書面に依れば其頃直久の方が余程理有とのことをへ其掛りより六郎へ尋問されしに六郎は早川氏が一瀬のために斯く申立てられしは拙者が亡父の仇を報ひしと同意なれば假令事實は相違あるとも死を決したる拙者なれば辨解するに及びまうと願はくは早川氏の意存の貫徹よう御處分を願ひ上ると自若として答へしは得了多年苦を嘗て本懐を達せし程の武士だけ過られ潔きよき所存なりと掛りの言吏も感賞せしとぞ

復讐倭魂故郷廻錦畢

明治十九年十月三十日出版御届

明治十九年十一月十五日出 版

定價金四十錢

日本橋區役所町八番地東京府平民

加藤正七

原版人

日本橋區役所町二丁目十二番地坡早屋士族
橋本丑吉

東京 濱町 南浅全兩石二油傳南橋橫
丁馬鍋山草國町日町町町町町

大鈴大上高藤春兔鶴辻
川木國田崎岡喜屋屋陽屋聲文
錠右平榮修慶次
吉門吉郎助郎堂誠社助

東京 神彌
濱坂 田左 本通淺通通
町 十衛小村四 一三
二 軒門網木丁草丁 目
丁府店町町町町目

昔駕鶴武永自金廣鉛丸
田木屋
々々鳴傳昌由櫻知金鐵次
堂門堂關堂社郎

發兌書肆

出版人

日本橋區役所町二丁目十二番地坡早屋士族
橋本丑吉

